◇**雇用保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一八八号）（厚生労働省）

1　雇用保険法附則第一四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、令和二年度及び令和三年度の各年度において、次に掲げる事業の区分に応じて次に定める額を合計した額とすることとした。（本則関係）

㈠　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業　当該年度において中小事業主が休業させた者に支給された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）について、当該休業支援金を受けた者ごとに当該休業支援金の一日当たりの支給の額から基準額（雇用保険法第一七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第一八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に一〇〇分の五〇を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該支給の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額

㈡　㈠の事業を実施する期間において実施する雇用保険法第六二条第一項第一号に掲げる事業　当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成であって、休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となった被保険者一人一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該助成の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額

㈢　㈠の事業を実施する期間において実施する雇用保険法第六二条第一項第六号に掲げる事業（同法附則第一四条の二第二項に規定するものに限る。）　当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となった被保険者一人一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該被保険者に係る助成の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額

2　1の中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五、〇〇〇万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三〇〇人（小売業を主たる事業とする事業主については五〇人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については一〇〇人）を超えない事業主をいうものとした。（本則関係）

3　1及び2に定めるもののほか、雇用保険法附則第一四条の二第二項の規定により国庫が負担する額の算定方法について必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとした。（本則関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。

法　律

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第五十四号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の特例等を定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。

（給付日数の延長に関する特例）

第三条　雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者（以下この条において「受給資格者」という。）であって、同法第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外のもの（同法第二十四条の二第四項に規定する個別延長給付又は同法附則第五条第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものを除く。）のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第三号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況その他の事情を勘案し、雇用保険法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合においては、第三項の規定による期間内の失業している日（同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けた日に限る。）について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一　受給資格（雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格をいう。次号及び第三号において同じ。）に係る離職の日が、新型コロナウイルス感染症について新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（次号において「緊急事態宣言」という。）がされた日以前である場合　当該日において現に受給資格者である者

二　受給資格に係る離職の日が、緊急事態宣言がされた日後新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第五項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（次号において「緊急事態解除宣言」という。）がされた日以前である場合　特定理由離職者（雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者をいう。同号において同じ。）又は特定受給資格者（同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者をいう。同号において同じ。）である者

三　受給資格に係る離職の日が、緊急事態解除宣言がされた日後である場合　特定理由離職者（雇用保険法第二十四条の二第一項に規定するものに限る。）又は特定受給資格者であって、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）により離職を余儀なくされた者